

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市中之口先人館
所管部・課	西蒲区役所地域課
所在地	新潟市西蒲区中之口363番地
根拠法令	
設置条例	新潟市中之口先人館条例
施設概要	設置:平成12年11月3日 敷地:2,276㎡, 建築面積:989㎡, 延べ床面積:1,044㎡ 建物構造:鉄筋コンクリート造 瓦葺 一部地階 施設内容:先人展示室, 映像ホール, ギャラリー, 相撲場, 屋外ステージ

施設の設定目的
中之口地区の先人に関する資料を保存公開し, 先人の業績を顕彰するとともに, 市民文化の向上を目的として設置す
管理・運営に関する基本理念, 方針等
1資料の収集・整理及び保存と調査研究 ①資料の保存環境に努め, 劣化を防止し長く後世に残るようにする。 ②資料の整理に努め, 展示・公開などの資料利用の環境を整える。
2資料の公開及び展示 ①資料の公開及び展示は, 施設目的の重要なテーマとして位置付ける。 ②広報活動に積極的に取り組み, より多くの市民に先人の偉業を伝える努力をする。
3ギャラリー・相撲場・屋外ステージの貸出 ①市民の芸術, 文化活動の発表の場であると同時に, それらに触れる場として利用を推進する。